

2019年度「学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進事業」成果報告書

団体名	静岡県教育委員会
-----	----------

I 概要

1 事業の概要

本県では、令和元年度から全県下において副次的な籍である「交流籍」を活用した交流及び共同学習を開始した。交流及び共同学習の実施にあたっては、単発的な活動を展開するのではなく、市町教育委員会、学校の管理職、学級担任、児童生徒、保護者にまで理念の周知を重ね、対等な関係を意識した取組へとつなぐ必要がある。

取組への機運の高まりが期待される初年度に、本研究のモデル地域(沼津市)において、体験型ワークショップ「ダイアログ・イン・ザ・ダーク」(以下: DID)、(普段目を使わない視覚障害者がアテンドとなり、ゲストを漆黒の暗闇に案内する。視覚以外の感覚を広げ、新しい感性を使い、チームとなった人と様々なシーンを訪れ、対話を楽しむ)を実施し障害の有無に関わらず、対等な関係の中で心が通じ合うことを体感する。そして支え支えられる関係から互いに助け合う対等な関係性を築き、共生社会の担い手となるため、本県で進めている共生・共育の考えに基づく交流及び共同学習の在り方を探るそれを今後の「交流籍」を活用した交流及び共同学習の推進につなげていく。

【事業内容】

ア 「交流籍」を活用するための県内の体制づくり

市町教育長会、小・中学校長会、特別支援学校長会、市町就学支援担当者会で「交流籍」を活用した交流及び共同学習についての意義について作成したガイドブックをもとに説明。市町教育委員会及び代表小・中学校教員、特別支援学校教員が一堂に会し、交流及び共同学習の意義や先進的取組について学ぶ研修会を実施し、各校、学校間等の体制について考える機会を設ける。

イ 学校と地域との連携

モデル地域においてコミュニティ・スクール(運営協議会制度)を試行的に導入し、交流及び共同学習も含めた、地域とともに共生社会の形成に向けての取組を協議する。

ウ 「心のバリアフリー」の推進

DIDを実施することで、児童生徒の相互理解を深め、真に対等な「心のバリアフリー」の意識を啓発するとともに、地域に根付かせるために必要な要素を明確にする。

2 事業の成果

ア 「交流籍」を活用するための県内の体制づくり

児童生徒に関わる教職員や教育行政の職員等の理解も得られ、保護者等への周知を図り、「交流籍」を活用した交流及び共同学習を全県下で実施することができた。令和元年度は、「交流籍」を活用した交流及び共同学習を希望し実施した児童生徒数は、850人余であり、「交流籍」を導入する前の508人の約1.7倍の人数が実施することとなった。

イ 学校と地域との連携

DIDの実施にあたっては、学校運営協議会委員が企画の段階から参画し、地元の小学校と特別支援学校との交流及び共同学習の中で実施するDIDについて、学校間の取組にとどまらず、地域に広報し、地域住民の参加にも広げることにつながった。その際、地域への広報も、学校からではなく、自治体が広報誌を使って周知をしたことは地域ぐるみで心のバリアフリーを推進する動きにつながる成果であると言える。

共生社会の形成のためには特別支援学校や障害のある児童生徒に関する様々な情報を学校が地域住民にどのようにして発信し、児童生徒一人一人のことについて理解を得ることが大切な視点であることを再確認できた。

#### ウ 「心のバリアフリー」の推進

DIDの体験後の参加者の発言やアンケートによっては、人と人とのかかわりや多様性への理解、障害に関する受け止め方の変化等について、貴重な感想が寄せられた。「体に不自由があってもそれ以外は自分たちと変わらないから、いろいろと話をすることが大事だと感じた。」「障害のある人を助けるだけではなく、助け合うことも大切だと感じた。」等、体験によって障害の理解とともに自分の気づきや考えを深めることができた。DID参加者の多くに考えや行動に変化が見られたことは大きな成果であり、対話を通じて経験を広げ、自身の気づきや考えを持つことが大切な過程であり、交流及び共同学習を通じた「心のバリアフリー」を推進する上での重要な要素である。

交流及び共同学習を通して「心のバリアフリー」を推進していくためには、その目的や期待する児童生徒の心の変化等について周知していくことが必要である。そのため、本事業で得られた成果等を報告書としてまとめ、それをもとに交流及び共同学習の意義を周知するためのリーフレットを作成し、特別支援学校だけでなく、小・中学校等にも配布できるようにした。

### 3 事業の課題とその解決のために必要な取組

#### ア 「交流籍」を活用するための県内の体制づくり

交流及び共同学習の意義や目的を周知し、より多くの児童生徒が「交流籍」を活用した交流及び共同学習に参加することで、円滑に進められる体制を構築していくことは大きな課題である。交流及び共同学習の取組に係るアンケート調査を実施し、課題の洗い出しをした上で、現在、各学校や市町教育委員会に配布している『「交流籍」を活用した交流及び共同学習ガイドブック』及び概要版を改訂しながら、より円滑に、より効果的に取り組める体制に築き上げていくことが必要である。

また、多くの児童生徒が『「交流籍」を活用した交流及び共同学習』に参加できるよう、引率する特別支援学校の教員が抜けた後の特別支援学校の指導体制を支援するため、ボランティアを学校に配置する体制を作る。

#### イ 学校と地域との連携

共生社会の形成のためには、コミュニティスクール(学校運営協議会制度)を導入し、地域住民とともに、熟議していく必要がある。今回はモデル地区の取り組みではあったが、今後は、導入する校数を増やし、今まで以上に地域住民が児童生徒一人一人のことや特別支援学校での教育について理解を得ることが大切な視点である。今後も、学校運営協議会の充実について、継続した検討や取組を進め、各地域で共生社会の実現に向け、熟議の機会を設けていきたい。

#### ウ 「心のバリアフリー」の推進

交流及び共同学習を実施していく中で、共生社会を形成していく人材の育成も必要であると思われる。さらに、交流及び共同学習を通して障害の有無を超えた児童生徒同士の対等な関りを築いていくためにも、教育長会や校長会、交流及び共同学習の担当者会など全市町が一堂に会する場において、今回実施したDIDの報告書やリーフレットを活用し、その意義や目的等の共有を図り、交流及び共同学習の充実を図っていきたい。

## 1 選択したテーマ

テーマ	取組項目	選択
①交流及び共同学習を継続的な取組とするために、教育課程への位置付け等、組織的かつ計画的な取組の在り方に関する研究	(ア) 通常の学級に在籍する全ての児童生徒等に交流及び共同学習の機会を学校として計画的に実施するための方法に関する研究	○
	(イ) 障害のある児童生徒及び障害のない児童生徒等が、交流及び共同学習を通じ、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むために、交流及び共同学習のねらい、事前学習と事後学習、年間指導計画への位置付けの効果的な工夫に関する研究	○
	(ウ) 通常の学級の担任などの教職員が主体的に交流及び共同学習に取り組むための体制整備の在り方及び教職員の意識向上に関する研究	○
	(エ) ICTを活用した交流及び共同学習に関する研究	
②学校間交流や居住地校交流等を進めるための関係する教育委員会との連携の在り方の研究	(ア) 特別支援学級が設置されていない小・中学校における学校間交流を推進するための学校と教育委員会の連携の在り方に関する研究	
	(イ) 高等学校における学校間交流や居住地校交流を進めるための学校と教育委員会の連携の在り方に関する研究	
	(ウ) 学校間交流や居住地校交流等を進めるための市町村教育委員会と都道府県教育委員会又は市町村教育委員会と市町村教育委員会の連携に関する研究	○
	(エ) 居住地域の小・中学校等に副次的な籍を置くなど、居住地域との結びつきを強める工夫に関する研究	○
③障害のある大人の人との交流や地域における高齢者等の世代を超えた交流の在り方に関する研究	(ア) 障害のある大人の人との交流に当たり、福祉部局や社会福祉法人等と連携したネットワーク形成に関する研究	
	(イ) 教育委員会と地域の関係者による「心のバリアフリー連絡協議会（仮称）」を設置し、取組状況や実施体制などの成果と課題について協議するなど、地域に心のバリアフリーの意識を啓発し根付かせるための研究	
	(ウ) 高等学校の生徒や特別支援学校の高等部の生徒が、継続的に地域の障害のある大人の人との交流をするための方策に関する研究	

## 2 事業の概要

### ① 交流及び共同学習を継続的な取組とするための教育課程への位置付け等、組織的かつ計画的な取組の在り方に関する研究

本県では、令和元年度から全県下において副次的な籍である「交流籍」を活用した交流及び共同学習を開始した。交流及び共同学習の実施にあたっては、単発的な活動を展開するのではなく、市町教育委員会、学校の管理職、学級担任、児童生徒、保護者にまで理念の周知を重ね、対等な関係を意識した取組へとつなぐ必要がある。

平成29年度、30年度に本県の研究指定地域において実施した「交流籍」を活用した交流及び共同学習の成果や課題を整理し作成した「「交流籍」を活用した交流及び共同学習のガイドブック」や「ガイドブックの概要版」を活用し、全市町教育長会、小・中学校長会、特別支援学校長会などで意義や目的、手順、好事例などについて紹介した。

さらに、全市町教育委員会や小中学校代表校、特別支援学校の職員が交流及び共同学習の先進県等の取組を同時に聞く機会を設け、校内体制や教育課程などについて考える機会とする。

交流及び共同学習が目指す「心のバリアフリー」についてもダイアログ・イン・ザ・ダーク（以下DID）を実施することで、児童生徒の相互理解を深め、真に対等な立場「心のバリアフリー」の意識を啓発するとともに地域に根付かせていくために、交流及び共同学習を実施する上で重要な要素を洗い出す。

### ② 学校間交流や居住地校交流等を進めるための関係する市町教育委員会との連携の在り方の研究

副次的な籍「交流籍」を導入するまで、特別支援学校と小・中学校間で話し合いを行い居住地校において、交流及び共同学習を進めてきた。「交流籍」を活用した交流及び共同学習を実施するにあたり、交流籍名簿を作成し、県教育委員会、市町教育委員会が学校間の間に入り、各市町が特別支援学校に在籍する児童生徒の数や学習の様子等を把握することができるようにした。その交流籍名簿の流れを「「交流籍」を活用した交流及び共同学習のガイドブック」に示し、課題の洗い出しを行っていく。

「心のバリアフリー」を推進するため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）をモデル地域において試行的に導入し、共生社会の形成について熟議する機会を設けていく。学校運営に地域を巻き込み、取り組みを進めていくことによって、関係機関等との連携図っていききたい。

### 3 事業の成果

#### ①交流及び共同学習を継続的な取組とするために、教育課程への位置付け等、組織的かつ計画的な取組の在り方に関する研究

児童生徒に関わる教職員や教育行政の職員等の理解も得られた。教育委員会の指導主事や特別支援学校の教員等が保護者等への周知を図り、「交流籍」を活用した交流及び共同学習を全県下で実施することができた。令和元年度は、「交流籍」を活用した交流及び共同学習を希望し実施した児童生徒数は、850人余であり、「交流籍」を導入する前の508人の1.7倍の人数となり、意義等について多くの人に周知し、理解された。

全県で「交流籍」を活用した交流及び共同学習を実施するにあたり、児童生徒の計画・報告書の様式を統一することで、交流及び共同学習の目標及び活動内容、評価を意識した取り組みになったと思われる。

DIDの体験後の参加者の発言やアンケートによっては、人と人のかかわりや多様性への理解、障害に関する受け止め方の変化等について、貴重な感想が寄せられた。「体に不自由があってもそれ以外は自分たちと変わらないから、いろいろと話をすることが大事だと感じた。」、「障害のある人を助けるだけではなく、助け合うことも大切だと感じた。」等、体験によって障害の理解とともに自分の気づきや考えを深めることができた。DID参加者の多くに考えや行動に変化が見られたことは大きな成果であり、対話を通じて経験を広げ、自身の気づきや考えを持つことが大切な過程であり、交流及び共同学習を通じた「心のバリアフリー」を推進する上での重要な要素である。

交流及び共同学習を通して「心のバリアフリー」を推進していくためには、その目的や期待する児童生徒の心の変化等について周知していくことが必要である。そのため、本事業で得られた成果等を報告書としてまとめ、それをもとに交流及び共同学習の意義を周知するためにリーフレットを作成し、特別支援学校だけでなく、小・中学校等にも配布できるようにした。

#### ②学校間交流や居住地校交流等を進めるための関係する市町教育委員会との連携の在り方の研究

交流籍を活用した交流及び共同学習を実施し、多くの方に関わってもらった中で、居住地校交流の意義を理解してくれる人が増えた。

市町教育委員会の指導主事が本県の目指す交流及び共同学習の意義について理解することや予想される効果について語ることで、地域とのつながりの少なさに不安を抱く保護者等に安心感を与えることができた。

DIDの実施に当たっては、学校運営協議会委員が企画の段階から参画し、地元の小学校と特別支援学校との交流及び共同学習の中で実施するDIDについて、学校間の取組にとどまらず、地域に広報し、地域住民の参加にも広げることにつながった。その際、地域への広報も、学校からではなく、自治体が広報誌を使って周知をしたことは地域ぐるみで心のバリアフリーを推進する動きにつながる成果であると言える。

共生社会の形成のためには特別支援学校や障害のある児童生徒に関する様々な情報を学校が地域住民にどのようにして発信し、児童生徒一人一人のことについて理解を得ることが大切な視点であることを再確認できた。

#### 4 事業の課題とその解決のために必要な取組

①交流及び共同学習を継続的な取組とするための、教育課程への位置付け等、組織的かつ計画的な取組の在り方に関する研究

交流及び共同学習の意義や目的を周知し、より多くの児童生徒が「交流籍」を活用した交流及び共同学習に参加することで、円滑に進められる体制を構築していくことは大きな課題である。交流及び共同学習の取組に係るアンケート調査を実施し、課題の洗い出しをした上で、現在、各学校や市町教育委員会に配布している『「交流籍」を活用した交流及び共同学習ガイドブック』及び概要版を改訂しながら、より円滑に、より効果的に取り組める体制に築き上げていくことが必要である。

多くの児童生徒が『「交流籍」を活用した交流及び共同学習』に参加できるよう、引率する特別支援学校の教員が抜けた後の特別支援学校の指導体制を支援するため、ボランティアを学校に配置する体制を作る。

②学校間交流や居住地校交流等を進めるための関係する市町教育委員会との連携の在り方の研究

学校運営協議会制度については、令和2年度からであり、全ての学校において準備ができていないので、今後、導入校の実践例等を紹介しながら、多くの学校で導入できるように働きかけ、各地域で共生社会の形成が進むようにする予定である。

また、交流及び共同学習を実施していく中で、共生社会を形成していく人材の育成も必要である。さらに、交流及び共同学習を通して障害の有無を超えた児童生徒同士の対等な関りを築いていくためにも、教育長会や校長会、交流及び共同学習の担当者会など全市町が一堂に会する場において、今回実施した DID の報告書やリーフレットを活用し、その意義や目的等の共有を図り、交流及び共同学習の充実を図るようにする。

共生社会の形成のためには、コミュニティスクール（学校運営協議会制度）を導入し、地域住民とともに、熟議していく必要がある。今回はモデル地区の取り組みではあったが、今後は、導入する校数を増やし、今まで以上に地域住民が児童生徒一人一人のことや特別支援学校での教育について理解を得ることが大切な視点である。今後も、学校運営協議会の充実について、継続した検討や取組を進め、各地域で共生社会の実現に向け、熟議の機会を設けるようにする。